

a m e 株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、男女ともに全従業員が働きやすい雇用環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年1月1日～令和6年12月31日までの2年間
2. 内容

目標 1. 労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や育休中の社会保険料免除制度等の周知

<実施時期・取組内容>

- ・令和5年1月～社員に周知
育児休業等を取得しやすい環境作りの為、管理職に対する研修を行う

目標 2. 男性社員の育児休業取得

<実施時期・取組内容>

- ・令和5年1月～ 男性社員の育児休業取得に関する情報収集
- ・令和5年2月～ 管理職を対象として、男性部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。配偶者が出産予定の男性社員を対象として上司から育児休業取得を勧めるとともに、部署全体の業務配分についての見直しを実施する。
- ・令和5年3月～ 男性の育児休業制度の実施

目標 3. 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和5年1月～ 相談員の選任及び研修・相談窓口の設置と相談の受付
対象者に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- ・令和5年2月～ 業務代替者の検討・育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定する。